

# マイナンバーの告知と本人確認 (1)

## 本人確認方法の種類

金融調査部 制度調査担当部長  
吉井 一洋

個人がマイナンバーを行政機関や証券会社・金融機関などに告知する場合、本人確認を受ける必要があります。本人確認の際には、①番号確認（提示された番号があっているかの確認）、②身元（実在性）確認（番号を提示しているのが本人かの確認）の両方を受ける必要があります。本稿では、本人確認の方法の全体像について解説します。

### 1. 番号の告知と本人確認

番号法では、各個人に対してマイナンバーの告知<sup>1</sup>を義務付けてはいません。マイナンバーの告知を義務付けているのは、税法をはじめマイナンバーを利用する事務の根拠法令（及びそれに基づき定められた様式等）です。

ただし、番号法では、行政機関、勤務先、証券会社や金融機関など、関係書類にマイナンバーの記入が必要な事務を行う機関が、その事務の対象となる個人に対してマイナンバーの提供を求めることができることとしています。番号法では、原則として、マイナンバーの提供を求めることは禁止していますが、番号法や関係法令で定められた事務で必要な場合にのみ、その事務を行う機関に限定して、マイナンバーの提供を求めることを認めています。

ちなみに、これらの事務を行う機関は、次の2通りに分けられています。

個人番号利用事務実施者：行政機関（官公庁）、地方公共団体、健康保険組合など、番号法で定める行政手続きのためマイナンバーを直接利用する機関

個人番号関係事務実施者：個人番号利用事務（上記の番号法で定められた行政手続き）を処理する際に必要な書類に記載するために、マイナンバーを収集し記載して個人番号利用事務実施者に提出する機関。主として、勤務先や証券会社・金融機関などの民間事業者が該当します。

これらの機関に対しては、マイナンバーの告知（提供）を受ける際には、その番号を告知（提供）した個人の本人確認を行うことを義務付けています。

<sup>1</sup> 前回と同様、法令で告知が義務付けられている場合だけでなく、番号を提示・提供することも含めて「告知」という言葉を用いています。

この本人確認では、①告知された番号が正しい番号である旨の確認（番号確認）と、②番号を告知したのが本人である旨の確認（身元確認）の両方を行う必要があります。

例えば、個人が本人確認のため個人番号カードを提示した場合、告知した個人の基本4情報（氏名、住所、生年月日、性別）とマイナンバーが正確か否かは、個人番号カードで確認できません。告知したのが本人か否かは、個人番号カードの顔写真で確認できます。

番号確認だけであれば、通知カードや住民票の写しでも可能です。住民票の写しに関しては、2016年1月1日から、本人または本人の家族（同一の世帯に属する者）であれば、マイナンバーが記載された住民票の写しの交付を請求することができます<sup>2</sup>。ただし、これらを本人確認書類として提示・提供する場合は、運転免許証など、**顔写真**の入った本人確認書類による身元確認が必要となります。運転免許証など、顔写真の入った本人確認書類が提示できない場合は、所定の本人確認書類を2種類以上提示する必要があります。これらの本人確認書類の内容は、番号法の関連法令だけでなく、税法をはじめとする対象事務の根拠法令などでも規定されており、手続きごとに異なる場合もありますので、注意が必要です。

なお、勤務先にマイナンバーを告知する場合など、過去に本人確認がなされていて本人性が明らか場合は、身元確認は不要とされています。この他、妻（夫）や子供等の扶養親族の本人確認は、提出書類によって取扱いが異なります。詳細は第6回で説明する予定です。

個人番号カードには、ICカードとしての機能があり、券面に表示されている基本4情報と裏面に記載されているマイナンバーをデータとしてICチップに保存しています。個人番号カードを提示する窓口にカードリーダーがあれば、これらのデータを読み取ることができます<sup>3</sup>。また、個人番号カードには公的個人認証サービスの機能が搭載されています。すなわち電子証明書を用いた本人確認が利用できます。これまでは、公的個人認証サービスはe-Tax（電子申告）などの行政機関等との手続きにしか利用できませんでしたが、番号法の制定に合わせて関連法律が改正され、民間事業者も公的個人認証サービスの署名検証者となれるようになりました。署名検証者になれば、電子証明書を受け取って、電子証明書のデータを管理する地方公共団体情報システム機構（J-LIS）<sup>4</sup>に、その有効性を確認することができます。証券会社や金融機関が署名検証者になれば、自宅のパソコン等を用いてオンラインで証券会社や金融機関に口座を開設する際に、個人番号カードを用いて番号確認と身元確認の両方を行うことができます。具体的には、①個人番号カードをカードリーダーにかざしてマイナンバーを含む券面事項データを読み込み口座開設申込書等に記入する、②これに、個人番号カードの公的個人認証サービスを利用して電子証明書を添付し、自宅のパソコン等から送信するといったことができるようになるでしょう。

---

<sup>2</sup> 代理人が請求の事務を行う場合は、代理人の氏名・住所を明らかにするとともに、本人又は本人の家族（同一世帯に属する者）の依頼あるいは法令の規定により請求の事務を行う旨を証明する書類を提示する必要があります。

<sup>3</sup> 個人番号カードの券面記載事項を申請書類等に入力するための補助アプリを活用した場合に可能となります。

<sup>4</sup> 当該機関は、マイナンバーの生成・付番も行います。

## 2. 番号確認と身元確認の方法

番号法や関連規則等では、どのような方法で番号の確認と身元確認を行うかを規定しています。これらを整理すると図表1のとおりになります。

図表1 マイナンバー告知の際の本人確認方法（本人が告知する場合）

	番号確認	身元(実在)確認
対面/郵送での手続き <sup>注1</sup>	①(1)個人番号カード ②通知カード ③住民票の写しや住民票記載事項証明書(いずれもマイナンバー記載) ④①～③が困難と認められる場合 ア 地方公共団体情報システム機構(J-LIS)への確認(都道府県・市町村などに限る) イ 住民基本台帳の確認(市町村長) ウ 過去に本人確認して作成した特定個人情報ファイル <sup>注2</sup> の確認 エ 窓口の行政機関等が適当と認める書類(マイナンバー、氏名、および生年月日or住所が記載) <sup>注3</sup> (国税の場合:源泉徴収票、支払通知書、特定口座年間取引報告書、自身による申立書など)	(2) 運転免許証、住民基本台帳カード(写真付)、運転経歴証明書(2012.4.1以降)、パスポート、身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳、在留カード、特別永住者証明書 (2)' 官公庁発行の写真付の書類で、窓口の行政機関等が適当と認めるもの(氏名と生年月日or住所が記載)(国税の場合:写真付の学生証・社員証等、税務署から送付されるプレ印字申告書なども可) (3) (1)、(2)、(2)'での確認が困難と認められる場合は、以下の書類を2つ以上提示 ア 健康保険証等、年金手帳、児童扶養手当証書、特別児童扶養手当証書等 イ 窓口の行政機関等が適当と認める書類(氏名、および生年月日or住所が記載) <sup>注3</sup> (国税の場合:写真なしの学生証・社員証等、税等の領収書、納税証明書、印鑑登録証明書、戸籍謄本・抄本等、住民票の写し等、母子健康手帳、源泉徴収票、支払通知書、特定口座年間取引書なども可) (4) (1)、(2)、(2)'での確認が困難と認められる場合で、国・自治体の税関連の事務の場合、以下のいずれかで確認 ア 健康保険証等、年金手帳、児童扶養手当証書、特別児童扶養手当証書等 イ 申告書等の添付書類(提供者に対し1つだけ発行 or 官公庁発行) ウ 申告書等に記載されている預貯金口座の氏名、金融機関名と支店名、預貯金の種類と口座番号 エ 税務調査で確認した事項など本人しか知らない事項 オ 上記が困難、かつ、還付請求でない場合、申告書等作成にあたり必要な事項・考慮すべき事情で国・自治体の税担当者が適当と認めるもの(国税の場合:修正申告前の課税対象金額と税額など)
インターネット <sup>注4</sup>	① 個人番号カード(ICチップの読み取り) ② 対面/郵送の④のア～ウ ③ 窓口の行政機関等が適当と認める書類(マイナンバー、氏名、および生年月日or住所が記載) <sup>注3</sup> (国税の場合:個人番号カード、通知カード、住民票の写し等、源泉徴収票、支払通知書、特定口座年間取引報告書、自身による申立書をスキャンして読み込んだデータを送信)	(1) 個人番号カード(公的個人認証の電子証明書添付) (2) 公的個人認証による電子証明書添付 (3) 窓口の行政機関等が適当と認める方法(国税の場合:e-Taxの電子証明書添付、個人番号カード・通知カード・運転免許証・パスポート等をスキャンして読み込んだデータを送信、本人確認して発行したID・パスワードによる認証など)
電話	過去に本人確認して作成した特定個人情報ファイル <sup>注2</sup>	本人しか知りえない事項(国税の場合:確認する機関が、告知する個人に付した番号(社員番号、口座番号など))

(注1) ②～④の番号確認について、(2)～(4)のいずれかの身元確認を用います。

(注2) マイナンバーを含む個人情報ファイルをいいます。

(注3) 官公庁、個人番号利用事務実施者(番号法の事務を行う行政機関・地方公共団体等)、個人番号関係事務実施者(勤務先、証券会社・金融機関など)が発行したものが対象

(注4) ②、③の番号確認について、(2)、(3)いずれかの身元確認を行います。

(注5) 勤務先にマイナンバーを告知する場合など、過去に本人確認がなされていて本人性が明らかな場合は、身元確認は不要とされています。

(出所) 大和総研金融調査部制度調査課作成

利用する行政手続を義務付けている法律としては、例えば、税法があります。税法の関係法令では、一定の支払の際などに、本人確認情報の告知を求めています。その中に、番号は含まれています。

次回以降、番号の告知等が必要となる各局面 - 第5回は証券・金融取引、第6回は給与・退職給付、その他の所得、第7回は社会保障・医療の給付 - ごとに、より具体的に解説します。

(次回予告：マイナンバーの告知と本人確認 (2) 証券・金融取引の場合)

以上